

# 登録手続き等の手引き

## (法人事業者用)

商業組合静岡県タクシー協会  
静岡県タクシー登録センター

中部運輸局 監修

## 運転者登録等に必要な書類の一覧

申請書類等(規則上の様式番号)	2	4	5	6	9	10	参考	添 付 書 類							
	登録申請書	登録事項変更等届出書	更正登録申請書	登録消除申請書	運転者証交付申請書	運転者証訂正・再交付申請書	運転者証返納届	住民票※2	雇用条件・雇用契約証明書※1	講習修了証	申請用写真	運転免許証	運転者証	紛失理由書	運転免許停止処分通知書
申請者の種別(申請書等に記名・押印等を行う者)	運	運	運	運	事	事	事								
新規の登録をするとき	○				○			○	○	○	○	△			
登録の消除後、再度登録するとき	○				○		※3	○	○	※4	○	△	※3		
氏名を変更したとき		○				○		○			○		○		
住所を変更したとき		○						○				△			
雇用されているタクシー事業者の名称が変わったとき		○				○					○	△	○		
雇用されているタクシー事業者の住所が変わったとき		○										△			
タクシー事業者を異動したとき		○			○		※5	○		○			※5		
運転免許証の記載事項に変更があったとき(有効期限の更新含む)		○				○					○	△	○		
退職したとき 運転者として選任されなくなったとき		○					○						○		
運輸規則36条規定の雇用形態に該当したとき		○					○						○		
運転免許の取消処分を受けたとき (運転免許が失効したとき)		○					○						○		○
40日以上運転免許停止処分を受けたとき		○					○						○		○
40日未満の運転免許停止処分を受けたとき		○											○		○
運転免許停止期間が短縮されたとき		○													○
再交付(運転者証を紛失したとき)						○					○			○	
再交付(運転者証を汚したとき)						○					○		○		
更正登録の通知を受けたとき			○												
登録の取消しによる登録の消除の通知を受けたとき							○						○		
登録の消除の申請をするとき				○			※6						※6		

注) ○印は提出、△印は提示して頂く書類です。

注) 申請者の種別 「運」=運転者 「事」=事業者

※1 雇用条件・雇用契約証明書は、雇用契約書の写しに代えることができます。

※2 住民票の「従前の住所」欄が登録のあった住所と異なる場合は戸籍の附票等が必要。

※3 登録の消除後、再度登録を行う場合は、旧運転者証の返納の手続きを行ってからとなります。

※4 登録の消除後、2年以上経過していなければ講習受講不要です(講習修了証の添付も不要)。

※5 タクシー事業者を異動したときは、旧タクシー会社から運転者証の返納が行われていないと手続きができません。

※6 登録消除申請時に、タクシー会社に雇用されていれば、タクシー会社による運転者証返納手続きが必要です。

# 目 次

1. 登録申請
  - ① 新たに運転者として登録しようとするとき
  - ② 登録の消除後、再度登録しようとするとき
2. 氏名、名称、住所等の変更
  - ① 登録運転者の氏名が変わったとき
  - ② 登録運転者の住所が変わったとき
  - ③ 雇用されているタクシー事業者の名称が変わったとき
  - ④ 雇用されているタクシー事業者の住所が変わったとき
3. タクシー会社の異動
4. 運転免許証の記載事項の変更
  - ① 運転免許証の期限更新を行ったとき
  - ② 運転免許証の種類に変更があったとき（種類の追加等）
  - ③ 運転免許証の番号に変更があったとき（再交付などにより）
5. タクシー会社の退職等
  - ① タクシー会社を退職したとき
  - ② 運転者として選任されなくなったとき
6. 雇用形態が変更となったとき
7. 運転免許証の失効等
  - ① 運転免許証の取消しの通知を受けたとき
  - ② 運転免許証が失効したとき
  - ③ 40日以上運転免許証の効力の停止（免停）通知を受けたとき
8. 運転者証の再交付
  - ① 紛失したとき
  - ② 汚損又は毀損（汚れたり、破れたり）したとき
9. 更正登録  
更正登録申請を必要とする通知を受けたとき
10. 登録原簿の謄本の交付及び閲覧
11. 登録運転者業務経歴証明書の交付

## 1. 登録申請

### 【手続きが必要となる場合】

- ① 新たに運転者として登録しようとするとき
- ② 登録の消除後、再度登録しようとするとき

### 【手続きに必要な書類等】

- (1) 登録申請書（第2号様式）
  - ・ タクシー運転者になろうとする方本人が直筆で記入してください。
- (2) 運転者証交付申請書（第9号様式）
  - ・ タクシー事業者の押印が必要となります。
- (3) 雇用条件及び雇用契約証明書（参考様式）
  - ・ タクシー事業者の証明印が必要となります。
- (4) 住民票
  - ・ コピーは不可
  - ・ 3ヶ月以内に発行されたもの
- (5) 講習修了証（写し）
- (6) 申請用写真（1枚）
  - ・ 撮影から6月以内のもの（裏面に氏名、撮影年月日を記載）
  - ・ 5cm四方、単独、無帽、単独、正面、無背景のもの
- (7) 運転免許証
  - ・ 申請時に提示してください。
  - ・ 郵送の場合は、事業者の証明印押印されたコピー
- (8) その他
  - ・ 登録の消除後、再度登録を行う場合は、旧運転者証の返納の手続きを行ってからとなります。
  - ・ 再登録ができない期間がある場合は、その期間が終了してからとなります。

### 【料 金】

- |            |    |        |     |        |
|------------|----|--------|-----|--------|
| ① 登録申請     | 会員 | 1,000円 | 会員外 | 2,000円 |
| ② 運転者証交付申請 | 会員 | 1,000円 | 会員外 | 2,000円 |

## 2. 氏名・名称・住所の変更

### 【手続きが必要となる場合】

- ① 登録運転者の氏名が変わったとき
- ② 登録運転者の住所が変わったとき
- ③ 雇用されているタクシー事業者の名称が変わったとき
- ④ 雇用されているタクシー事業者の住所が変わったとき

### 【変更登録の手続き】

- (1) 登録事項変更等届出書（第4号様式）
  - ・登録運転者本人が直筆で記入してください。
- (2) 添付書類等  
住民票
  - ・コピーは不可
  - ・3ヶ月以内に発行されたもの
  - ・登録運転者の氏名又は住所が変わった場合のみ添付してください。
  - ・住所変更手続きに係る住民票の「従前の住所」欄が登録のあった住所と異なる場合は、つながりのわかる戸籍の附票等が必要。

### 《運転者証の訂正の手続き》

①登録運転者の氏名が変わったとき、③雇用されているタクシー事業者の名称が変わったときは、運転者証の訂正の手続きも併せて行う必要があります。

次の書類等も併せて準備し、提出してください。

- ① 運転者証訂正・再交付申請書（第10号様式）
  - ・タクシー事業者の押印が必要となります。
- ② 申請用写真（1枚）
  - ・撮影から6月以内のもの（裏面に氏名、撮影年月日を記載）
  - ・5cm四方、単独、無帽、単独、正面、無背景のもの
- ③ 旧運転者証

### 【料 金】

運転者証訂正申請 会員 700円 会員外 1,400円

### 3. タクシー会社の異動

#### 【手続きに必要な書類等】

- (1) 登録事項変更等届出書（第4号様式）
  - ・登録運転者本人が直筆で記入してください。
- (2) 運転者証交付申請書（第9号様式）
  - ・タクシー事業者の押印が必要となります。
- (3) 雇用条件及び雇用契約証明書（参考様式）
  - ・タクシー事業者の証明印が必要となります。
- (4) 申請用写真（1枚）
  - ・撮影から6月以内のもの（裏面に氏名、撮影年月日を記載）
  - ・5cm四方、単独、無帽、単独、正面、無背景のもの
- (5) 住所変更等がある場合は、併せて手続きを行ってください。
  - ・その場合、住民票の添付が必要となります（3月以内に発行されたもの）。
- (6) 旧タクシー会社の運転者証の返納の手続きが行われていないと、手続きができませんので、ご注意ください。

#### 【料 金】

運転者証交付申請 会員 1,000円 会員外 2,000円

## 4. 運転免許証の記載事項の変更

### 【手続きが必要となる場合】

- ① 運転免許証の期限更新を行ったとき
- ② 運転免許証の種類に変更があったとき（種類の追加等）
- ③ 運転免許証の番号に変更があったとき（再交付などにより）

### 【手続きに必要な書類等】

- (1) 登録事項変更等届出書（第4号様式）
  - ・登録運転者本人が直筆で記入してください。
- (2) 運転者証訂正・再交付申請書（第10号様式）
  - ・タクシー事業者の押印が必要となります。
- (3) 申請用写真（1枚）
  - ・撮影から6月以内のもの（裏面に氏名、撮影年月日を記載）
  - ・5cm四方、単独、無帽、単独、正面、無背景のもの
- (4) 旧運転者証
- (5) 運転免許証
  - ・届出時に提示してください。
  - ・郵送の場合は、事業者の証明印押印されたコピー
- (6) 住所変更等がある場合は、併せて手続きを行ってください。
  - ・その場合、住民票の添付が必要となります（3月以内に発行されたもの）。
- (7) 有効期間が経過している場合は、遅延理由書（参考様式）を併せて提出してください。

### 【料 金】

運転者証訂正申請 会員 700円 会員外 1,400円

## 5. タクシー会社の退職等

### 【手続きが必要となる場合】

- ① タクシー会社を退職したとき
- ② 運転者として選任されなくなったとき

### 【手続きに必要な書類等】

- (1) 登録事項変更等届出書（第4号様式）
  - ・登録運転者本人が直筆で記入してください。
- (2) 運転者証返納届出書（参考様式）
  - ・タクシー事業者の押印が必要となります。
- (3) 運転者証

※ 再度、タクシー運転者として乗務する場合は、「3. タクシー会社の異動」を参照してください。



## 6. 雇用形態が変更となったとき

### 【手続きが必要となる場合】

次の要件（運輸規則36条に定める雇用形態）に該当したときは、登録運転者の要件に該当しなくなります。

- ① 日々雇い入れられる者
- ② 2月以内の期間を定めて使用される者
- ③ 試みの使用期間中の者（14日を超えて引き続き使用される者を除く。）
- ④ 14日未満の期間ごとに賃金の支払い（仮払い、前貸しその他の方法による金銭の授受であって実質的に賃金の支払いと認められる行為を含む。）を受ける者

### 【手続きに必要な書類等】

- (1) 登録事項変更等届出書（第4号様式）
  - ・登録運転者本人が直筆で記入してください。
- (2) 運転者証返納届出書（参考様式）
  - ・タクシー事業者の押印が必要となります。
- (3) 運転者証

※ この手続きを行うことにより、登録の消除が行われます。  
再度、登録を受けようとする場合は、「1. 登録申請」の手続きが必要です。

## 7. 運転免許証の取消し・効力の停止・失効

(登録の消除等の手続き)

### 【手続きが必要となる場合】

- ① 運転免許証の取消しの通知を受けたとき
- ② 運転免許証が失効したとき
- ③ 40日以上運転免許証の効力の停止(免停)通知を受けたとき

※この免停期間は、講習等により短縮されても短縮前の期間を適用し判断されます。

### 【手続きに必要な書類等】

- (1) 登録事項変更等届出書(第4号様式)
  - ・登録運転者本人が直筆で記入してください。
- (2) 運転免許停止処分通知書又は仮処分通知書(写しでも可)
  - ・運転免許証の取消し、効力の停止の場合に添付してください。
- (3) 運転者証返納届(参考様式)
  - タクシー事業者の押印が必要となります。
- (4) 運転者証

※ この手続きを行うことにより、登録の消除が行われます。

再度、登録を受けようとする場合は、「1. 登録申請」の手続きが必要です。

---

◎ 40日未満の運転免許証の効力の停止の場合は、以下により手続きを行ってください。

- (1) 登録事項変更等届出書(第4号様式)
  - 登録運転者本人が直筆で記入してください。
- (2) 運転免許停止処分通知書又は仮処分通知書(写しでも可)
- (3) 運転者証
  - 免停の期間中は、運転者証を登録実施機関で預かりとなります。

## 8. 運転者証の再交付

### 【手続きが必要となる場合】

- ① 紛失したとき
- ② 汚損又は毀損(汚れたり、破れたり)したとき

### 【手続きに必要な書類等】

- (1) 運転者証訂正・再交付申請書(第10号様式)
  - ・ タクシー事業者の押印が必要となります。
- (2) 申請用写真(1枚)
  - ・ 撮影から6月以内のもの(裏面に氏名、撮影年月日を記載)
  - ・ 5cm四方、単独、無帽、単独、正面、無背景のもの
- (3) 運転者証
  - ・ 運転者証を汚損又は毀損した場合に提出してください。
- (4) 理由書(参考様式)
  - ・ 紛失等により運転者証が変更できない場合に提出してください。
  - ・ タクシー事業者の押印が必要となります。
- (5) 運転免許証
  - ・ 申請時に提示してください。
  - ・ 郵送の場合は、事業者の証明印押印されたコピー

### 【料 金】

運転者証再交付申請 会員 1,000円 会員外 2,000円

※ 紛失した運転者証を発見したときは、速やかに返納してください。

## 9. 更正登録

### 【手続きが必要となる場合】

登録完了後に、その登録に登録実施機関の過誤に基づかない錯誤、脱落等があったときに更正登録の申請が必要となります。

### 【手続きに必要な書類等】

- (1) 更正登録申請を必要とする通知書
- (2) 更正登録申請書（施行規則第5号様式）
  - ・登録運転者本人が直筆で記入してください。
- (3) 更正登録により運転者証の更正を伴う場合は、次の書類が必要となります。
  - ① 運転者証の記載事項の更正申請書（参考様式）
    - ・タクシー事業者の押印が必要となります。
  - ② 申請用写真（1枚）
    - ・撮影から6月以内のもの（裏面に氏名、撮影年月日を記載）
    - ・5cm四方、単独、無帽、単独、正面、無背景のもの
  - ③ 運転者証

### 【料 金】

不要

## 10. 登録原簿の謄本の交付及び閲覧

### 【請求者及び請求可能な範囲】

- (1) 登録運転者
  - ・ 本人の登録原簿
- (2) 単位地域内に営業所を有するタクシー事業者
  - ・ 当該単位地域内の登録原簿

### 【手続きに必要な書類等】

- ・ 謄本交付（閲覧）請求書（第7号様式）

### 【謄本の交付、閲覧の方法】

- (1) 謄本の交付
  - ・ 謄本A、謄本Bの2種類があり、それぞれ登録実施機関の証明印を押印して交付します。
- (2) 閲覧

事務所内において、原簿の内容をご本人に閲覧して頂きます。

### 【料 金】

- |                 |    |      |     |      |
|-----------------|----|------|-----|------|
| (1) 謄本の交付 1枚につき | 会員 | 200円 | 会員外 | 400円 |
| (2) 閲覧          | 会員 | 200円 | 会員外 | 400円 |

## 11. 登録運転者業務経歴証明書の交付

### 【申請者及び申請の範囲】

- ・ 登録運転者（本人の登録運転者業務経歴証明書）

### 【手続きに必要な書類等】

- ・ 登録運転者業務経歴証明書交付申請書（第10号様式の2）

### 【料 金】

- |    |      |     |      |
|----|------|-----|------|
| 会員 | 200円 | 会員外 | 400円 |
|----|------|-----|------|